

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定の全部の効力の停止について

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項及び第115条の45の9の規定により、下記のとおり、指定の全部の効力を停止しましたのでお知らせします。

1 対象事業者

- | | |
|---------|----------------------------|
| (1) 法人名 | 株式会社アップウイズ |
| (2) 代表者 | 代表取締役 足立 和茂（アダチ カズシゲ） |
| (3) 所在地 | 大阪府東大阪市吉田七丁目9番50号 サンパーク103 |

2 対象事業所

- | | |
|-----------|----------------------------|
| (1) 名称 | ヘルパーステーションウイズ |
| (2) 所在地 | 大阪府東大阪市吉田七丁目9番50号 サンパーク103 |
| (3) 事業の種類 | 訪問介護・第1号訪問事業（訪問型介護予防サービス） |
| (4) 指定年月日 | 令和元年11月1日 |

3 効力の停止の内容及び期間

指定の全部の効力の停止6か月間
令和3年2月1日から同年7月31日までの間

4 処分の理由

- (1) 不正請求（法第77条第1項第6号・第115条の45の9第2号）
- ・複数回にわたり、実際には提供していないサービスについて、サービス提供記録等の書類を作成したうえ、その報酬を不正に請求し、受領した。
 - ・初回加算について、複数の利用者において当該加算の算定要件を満たしていないにもかかわらず、報酬を不正に請求し、受領した。
 - ・一部の利用者について同一建物減算を適用せず報酬を不正に請求し、受領した。
- (2) 介護保険法違反（①法第77条第1項第10号・②第115条の45の9第6号）
- ① 指定事業者は、その指定に係る事業所を拠点としてサービスの提供を行わなければならないところ、本市の指定に係る本件事業所とは別に所在する施設内に事業所

としての実体を有するサービス提供の拠点を設け、当該施設に居住する利用者に対し、同所を拠点としてサービス提供を行った。

- ② 第一号事業と一体的に運営する指定居宅サービス事業において、介護保険法違反があった。

5 事業者に対する経済上の措置

不正に請求し、受領した介護給付費等を返還させるほか、不正請求額に100分の40を乗じて得た加算額を徴収する。(法第22条第3項)

(1) 東大阪市分

不正請求額 約1,310,000円

加算額を含めた返還額 約1,810,000円※

※訪問型介護予防サービスについては加算の対象外

(2) 東大阪市以外分（大阪市・八尾市・神戸市）

不正請求額（東大阪市が確認した額） 約28,000円

（加算額を含めた場合の返還額） 約39,000円